

《天理教の神とは何か》

1神か、2+8神(10神)か

天理教には、その「神」について二つの問題があります。一つは、「天理」か「てんりん」かということで、史実的には、明治18年の「改正論告」に「天理大神」として「天理」が初めて出てきます。それ以前はすべて「てんりんおう」です。ですから、単純に考えれば「てんりんおう」になるのですが、「天理教」という名前であることや、長年「天理王」として信者に教えてきた手前、今更教祖が教えたのは「てんりんおう」であったとはいえないので、これは議論になりません。ただ、史実的にはいつ変わったかなども明確になっています。

二つ目は、その神は1神か、2+8神(10神)かということです。こちらは、教学上の問題として存在し続けています。なぜかという、「これは、教規の定めるところに従って天理教の教義として示されたものであり、その意味で、規準とすべき正統的教説であって、天理教教会本部がその権威と責任において提示する組織づけられた教えの大綱である(『天理教事典第三版』P297)」とされる昭和24年制定の『天理教教典』に両説が出ているからです。

まず、「第三章元の理」には、「この世の元の神・実の神は、月日親神であつて、月様を、くにとこたちのみこと 日様を、もたりのみことと称える。あとなるは皆、雛型であり、道具である」とあり、2神+8神と受け取れる表現になっています。

つぎに「第四章天理王命」では、「親神を、天理王命とたたえて祈念し奉る。…その守護の理は、これに、神名を配して、説き分けられている。 / くにとこたちのみこと…(以下全10の神名とその守護の役割) / すなわち、親神天理王命のこの十全の守護によって、人間をはじめとし、万物は、皆、その生成を遂げている。」とあって、神は親神の1神のみで、10の神名は親神の守護の役割につけられた名前ということになっています。要は1神説です。

「権威と責任において提示する組織づけられた教えの大綱」なのに、神という最も重要な言葉の意味が二様に説かれているという何とも困った問題を『天理教教典』は持っているゆえに、天理教の人は、布教しようにも、神様の話をどうしたらよいのかさえもままならないという事態に陥っています。

ここでは、なぜこのようなことになってしまったのかを、歴史的に考えてみたいと思います。

2+8神説では、「天理王命」という固有の神は存在しない！？

最近、天理教青年会本部から出版された「おやさまの教え－用語解説」という本では2+8神説が採用されています。天理教の本を読むと、「神名」というのがよく出てきます。これには二つの意味があって、一つは守護の理の名前として「神名」を付けたというもので、この用法ではあくまで守護の理であって神様ではありません。「天理王命」という神様が別にいるのです。これが1神説です。

それに対して「神様の名前」としての「神名」があります。下の引用文にも「十柱の神名」という言葉が出てきますが、その先に「二柱が真実の神様」とか「月日二柱を真実の神として、その道具となって神名を授けられた八柱も含めた全体を、親神天理王命」という表現があって、これは明確に「神様」を表しています。こちらが2+8神説です。図にすると右のような感じでしょうか。厳密に言えば、「天理王命」という固有の神様はいないということになります。

くにとこ

おもたり

他の8神

十柱の神をまとめて呼ぶとき「天理王命」

この親神様の元初まり以来の御恩、また日々身の内に入り込んでお守りくださるかりものの御守護に日々感謝し、お礼申し上げることが、この道の信仰の基本です。

この親神様の御守護、すなわち身の内に入り込んでの御守護とともに、この世の天地となって我々をお見守りくださり、お育てくださる御守護を、詳しく具体的に、**十柱の神名**をもってお教えくださっています。それは、

くにとこたちのみこと / をもたりのみこと / くにさづちのみこと / 月よみのみこと / くもよみのみこと

かしこねのみこと / たいしよく天のみこと / をふとのべのみこと / いざなぎのみこと / いざなみのみこと

と申し上げますが、この中で最初のくにとこたちのみこと、をもたりのみことの二柱は、泥海の中に最初からおられた神様です。**この二柱が真実の神様**です。その御守護は、くにとこたちのみこと様が、人間身の内の眼、身体中のうるおい、世界では水の御守護の理。をもたりのみこと様が、人間身の内のぬくみ、世界では火の御守護の理です。

この火と水の御守護が、人間をはじめ、この世の万物の根源にある御守護で、この火と水の御守護を頂いて初めて、他の八つの道具衆の御守護があるのです。言い換えると、くにとこたちのみこと、をもたりのみこと、すなわち月日様の思召に沿って、それぞれの道具衆が一つ一つに心を揃えて働いてくれたればこそ、人間はこの地上に生まれ、今も生かされているのです。この**月日二柱を真実の神として、その道具となって神名を授けられた八柱も含めた全体を、親神天理王命**と申し上げます。(『おやさまの教え－用語解説』P10.上田嘉世.天理教青年会.2018)

「1神説」を説く2論文

『おやさまの教え－用語解説』は、2+8神説を説いているわけですが、『天理教学研究34号』（1996）には1神説を主張する2論文が掲載されています。

その一つは、「親神とその呼称」（澤井義次著）です。この論文の主旨は「おふでさき」中の「神」の表現である「神」「月日」「おや」という呼称の変化は、親神の守護が充ち満ちていることを理解させようとの意図が込められているというものです。ここでは「月日親神＝天理王命」であることが示されています。また、「こふき話」写本の内容は、「月さま」と「日さま」の二神を示しているのではない」と明確に2+8(10)神説を否定しています。ただ、後で記しますが、「こふき山澤本」は2+8神説で書かれているもので、それを内容から否定するのは無理があります。問題は2+8神説がどのような経緯で生じてきたかというところにあるように思います。

親神は自らを「月日」として表現されている。「おふでさき」において、「月日」の文字が現れてくるようになるのは第六号からである。－中略－「おふでさき」の後半は主として「月日」の語が用いられているとすることができる。「おさしづ」においては、「天理王命と元一つ称するは、天の月日である」（明治21年7月31日）とも言われている。こうしたところから、天理教においては、「月日親神」という表現が常に使われている。

－中略－

「月日」はそれぞれ分けて表現され、「月」はくにとこたちのみこと、「日」はをもたりのみことを示している。たとえば、和歌体十四年本（山澤本）によれば、

このよふもにんげんなるもでけたのハ 月日さまよりごしゅごふなり
このもとをしりたるものハさらになし てん八月さまちいハひいさまや
このせかいてんちじつげつをなじ事 ちいとてんとハじつのをやなり (121～123)

ただし、この「こふき話」写本の内容は、「月さま」と「日さま」の二神を示しているのではない。くにとこたちのみことは、天においては月であり、人間身の内においては眼潤い、世界では水という親神の守護の理を示している。また、をもたりのみことは、天においては日であり、人間身の内においては温み、世界では火という親神の守護の理を示している。月と太陽それ自体が親神なのではなく、それらは天における親神の守護の現れに他ならない。つまり、「月日」は二元論的に捉えてはならないのである。（『天理教学研究34号』P12）

2+8(10)説のような「総称説」は、慶応3年の古市代官所への添書願が最初

『天理教学研究34号』の二つ目の論文「国家神道体制下における天理教団－教会公認期の教義展開に見る二面性について」は、天理教団が明治政府から教派神道としての独立を得るために行われた表面上の神名などの変更などは、信仰そのものにまで変革をもたらすものではなかったことを史実から跡付けようとするものです。

この中で、「月日二柱を真実の神として、その道具となって神名を授けられた八柱も含めた全体を、親神天理王命」（『おやさまの教え』P10）とする説は「総称説」と呼ばれるもので、慶応3年の古市代官所への添書願出文書を最初として、「改正諭告」などにもあるが、信仰の対象は「常に天理王命一神に終始して」と明確に一神説を述べています。

ここで注意しておきたいのは、慶応3年の吉田神祇管領家への出願、認可は、『稿本教祖伝』にも「『吉田家も偉いようなれども、一の枝の如きものや。枯れる時もある。』と、仰せられた」とあるように、教祖の意思ではなく、秀司、山澤良助（良治郎）、守屋筑前によってなされたことで、「右拾貳神」とは天理市竹ノ内環濠集落の奥にある十二神社の祭神で、江戸時代には「十二社大明神」と呼ばれていたそうです。この十二神が、天理教の中に天皇家の先祖の神名が入ってきた最初です。

宮口布教師が答えた「十柱の神を総称して天理王命と崇尊するなり」との総称説は、古くは慶応三年（1867）六月、吉田神祇管領家出願に際して古市代官所へ添書を願い出るために提出した「乍恐口上之覚」に、「…**右拾貳神**ヲ合天輪王神と相唱候由……」とあり、天輪王神・転輪王命・天輪王命・天理大神と、それぞれ神名は異なるが、教祖在世時代の表明文書にしばしば用いられている。

明治十八年七月三日、大阪府知事宛、二度目の教会公認出願に及んだ際、添付書類として提出した「改正諭告」と、「神道天理教会条規」にも、この総称説が認められる。

「改正諭告」／ 第二条

従来我が奉教主神ヲ総称シテ南無天輪王命ト唱エタリ、是レ中頃僧侶ノ浸領シタルヨリ此称アルモノニシテ南無ト言ヘルハ梵語 ナリ、天輪王命トハ神名ニ非ズ、爾後古号ニ復帰シテ天理大神ト尊称スベシ。

「神道天理教会条規」／ 第四条 左ニ記シ奉ル十柱ヲ天理大神ト総称シテ拝敬スヘシ。／ 国之常立大神 游母(夕)琉大神 国挾槌大神 月夜見大神 豊雲野大神 阿夜訶志古泥大神 意富斗能地大神 意富斗能辺大神 伊邪那岐大神 伊邪那美大神

－中略－

教祖の説いた十柱の神は、天理王命の守護を説き分けた教義上での神名であり、それが一柱一柱、独立神格として祈念の対象となったという史実は見出されず、**常に天理王命一神に終始しており**、いわんや「教会規約」に定めた十柱の奉教主神が、信奉の対象となりえなかったのは当然のことといえよう。（『国家神道体制下における天理教団』P69.早坂正章『天理教学研究34号』1996）

「明治七年秋迄ハ別條なくお通りに成りました」 慶応3年以降、表面上、天理教は12神を神と仰ぐ神道であった

慶応3年に吉田神祇管領の認可が下りた以後は、この12神がつとめ場所に祀られました。『稿本教祖伝』P121に、明治7年12月に奈良中教院に高弟が呼び出された後、「幣帛、鏡、簾等を没収した」と書かれているので、これらが慶応3年以降、明治7年末まで祀られていたということです。

それは、≪「明治七年秋迄ハ別條なくお通りに成りました」と伝えられ、順調に天理教が伸びたとされているこの時期、政治・宗教の混乱もさることながら、明治維新によって許状そのものは無効になったとはいえ、吉田家入門に端を発した神道化の動きはなお続いており、国家の方策に順応する動きがあったからこそ、「別條なく」治まっていたといえるのではないだろうか。（『王政復古・神仏分離と天理教』幡鎌一弘、『教祖とその時代』P207）≫という状況があったわけです。

この間、教祖はどこで話をしていたのか不明ですが、「おやしき（中山家）」の中では教祖が説く「てんりんおう」とこの12神が混在し、その関係が非常に分かりにくくなっていたことは容易に想像されます。

そのような中で行われたのが、明治6年11月4日、石上神社（神宮）の神職による三条の教則に基づく説教でした。

【古市代官所へ呈出した文書の控え】

右天輪王神与申者
國常立尊 伊 莽 諾 尊
國狭槌尊 伊 莽 冊 尊
豊斟淳尊 大 日 靈 尊
大戸道尊 泥 土 煮 尊
大戸邊尊 沙 土 煮 尊
面 足 尊 冊 冊
惶 根 尊

右拾貳神ヲ合天輪王神と相唱候亡父
善兵衛代方承傳居心信心仕来り今二不
絶信心仕居候義二御座候 (『復元』32
号・461頁)

神道の神名が天理教文献で最初に出てくるもの。この文書は、『稿本天理教教祖伝』P100に全文掲載されています。ただ、ここに示した十二柱の神の部分は、「中略」となっていて、書かれていません。「中略」の部分のみを示しておきます。

「別条」が出てくる明治7年一教祖が「中山家」の神道体制に挑戦する

『おふでさき』は明治2年に1, 2号が主に中山家の事情について書かれ、4年の間を置いて明治6年の暮れから8年9月頃までに3～11号が続けて書かれています。3号の冒頭は「このたびハもんのうちよりたちものを はやくいそいでとりはらいせよ」というもので、これはつとめ場所で「三条の教則」に基づく説教が石上神宮の神職によって行われたことに対する教祖の怒りの表現です。「三条の教則説教」などという教祖の教えとは無関係なものを排除せよということ、それが行われた建物を取り払えという言葉で表しているのです。

これを発端にして、高弟の仲田、松尾の両氏を大和神社に行かせ、その祭神の名を尋ねさせた大和神社事件が起きます。大和神社はもともとは国津神系の神社だったのですが、そのご神体は昔火災で焼けてしまっていないとの理由で、明治7年6月23日にご神体を皇位の象徴とされる三種の神器に替える儀式をしました。それを教祖は問題にして聞きに行かせたわけです。

そこから話は展開して、新暦12月に教祖が山村御殿に呼び出され、さらに、仲田などの高弟が中教院に呼び出され、『稿本教祖伝』の言葉では「天理王という神は無い。神を拜むなら、大社の神を拜め」と言われます。そのような状況の中で、明治7年新暦12月から書かれたのが6号です。

【大和神社 御正体取替】

《明治七年三月十九日少宮司
演島正誠コレヲ歎キ古傳ヲ折
衷シ、玉一顆ヲ大国魂神、鏡
一面ヲ御歳神、剣一口ヲ八千
戈神ノ御霊代トシテ朝廷ヨリ
奉納セラレンコトヲ教部省ニ
請願セラレシガ、同年六月二
十三日奈良県権参事小池浩
輔ヲ勅使トシテ奉鎮ノ祭典ヲ
行ハセラル。》【『復元』32号P336】

大和神社で起こったようなことは他でもあったという資料 《祭神を替えた神田明神》

地域の民衆の素朴な信仰と、神道国教主義との葛藤をあらわす事例として、東京の神田明神のばあいをあげてみよう。神田明神は、平将門の怨霊を祀る御霊信仰から発展したものだだったが、その「異霊ヲ恐れ」て将門のような逆臣を祀るのは、王政復古にも文明開化にもふさわしくない、「断然除去ノ処分」をせよという命令が、明治七年に下されたらしい。そこで、神田明神では、将門の御霊を境内の一末社におとし、常陸の大洗磯前社から少彦名命の分霊をむかえて大己貴命とともに祀った。ところが、地域の民衆はこれに憤り、こうした改祠は、長年の氏神の恩恵を忘れて、「朝廷に諂諛（てんゆ）して神徳に負きし人非人」のすることだと怨み誹り、「一文銭を投ずるも快とせず」、例祭なども衰えてしまった。明治政府の立場からは、神社の祭神は記紀などの神統譜にあるものか、国家の功臣か、天皇や皇族の霊でなければならなかったが、しかしそれは、民衆の現実の宗教意識とはなんのかわりもないものだったのである。東京では、阿岩稻荷や鼠小僧の墓など、政府の立場からはあきらかに淫祠に属するものへの民衆の崇敬はあいかわらず続いており、それらの禁令をめぐるトラブルには、民衆のすじみちたてて展開しえない反政府的な気分も反映していたといえよう。（安丸良夫『日本のナショナリズム』朝日新聞社1977.55頁）7

「つとめにんぢう」に神名を付ける意味

6号

30. このつとめ十人にんぢうそのなかに もとはぢまりのをやがいるなり
31. いざなぎといざなみいとをひきよせて にんげんはぢめしゆごをしゑた
32. このもとハどろうみなかにうをとみと それひきだしてふうへはぢめた
33. このよふの元はじまりハとろのうみ そのなかよりもどちよばかりや
34. そのなかにうをとみいとがまちりいる よくみすませばにんけんのかを
35. それをみてをもいついたハしんぢつの 月日の心ばかりなるそや
36. このものにどふくをよせてたん／＼と しゆこふをしゑた事であるなら
37. このどふくくにさづちいと月よみと これみのうちゑしこみたるなら
38. くもよみとかしかねへとふとのべ たいしよく天とよせた事なら
39. それからハたしかせかいを初よと 神のそふだんしまりついたり
40. これからわ神のしゆごとゆうものハ なみたいていな事でないそや

明治二十年一月十三日(陰曆十二月二十日)

つとめを急き込まれる教祖に対する真之亮の発言。

《この屋敷に道具雛型の魂生れてあるとの仰せ、この屋敷をさして、この世界初まりのぢばゆえ天降り、無い人間無い世界こしらえ下されたとの仰せ、かみも我々も同様の魂との仰せ、右三ヶ条のお尋ねあれば、我々何と答えて宜しく御座りましょうや、これに差支えます。人間は法律にさからう事はかないません。》

『おふでさき』に最初に天皇家の先祖の神名に類似したものが書かれるのは、6号です。この号は明治7年12月から書かれます。この6号に出てくる神名は1神説の用法です。

このあと、神名が出てくるのは11号に四つ、12号に八つです。この三カ所とも、「どふぐー道具」という言葉があります。さらに明治14年の16号で十の神名の残りの二つが出てきます。

この6号で、教祖は天皇家の先祖の神名を「どふぐー道具」の位置に置いています。それは、明治20年1月13日(陰曆19年12月20日)につとめを急き込まれる教祖に対して真之亮が発した言葉に集約される内容を示すものであり、現人神とされた天皇の先祖の神々の名をごく普通の民につけてしまうということの意味を考えねばならないでしょう。

教祖が教える神が天皇家の先祖の神々とは違うことを示すために「神」を「月日」に替えた

教祖は立教以来、「神」のことを神といていたわけですが、「神とは天皇家の先祖のことを云うのだ、勝手に使うな」と中教院から言われてしまったのです。そこで意味の混乱を避けるために教祖が説く「神」を「月日」に言い換えます。

6号50. このよふのしんぢつの神月日なり あとなるわみなどふくなるそや

このおうた以降、11号最後まで「神」という言葉は出てこず、すべて「月日」です(52の「神」は「神名」の意味です)。

そして、「天皇家の先祖など、神ではない」という意味を込めて、

6号51. にんけんをはぢめよふとてたん／＼と よせてつこふたこれに神なを

と書かれました。これを八島英雄氏は次のように表現しています。

《「段々と寄せて使うたこれに神名を」というのは、つとめ人衆を寄せて、天皇家の先祖の名を名乗らせたのです。神名というのは延喜式の神名という意味です。／ 秀司先生が慶応三年につとめ場所に祀った天皇の先祖、特に、天照大神の親という立場にいる天皇家の先祖の名前を連ねた十二柱に対してなされたことです。

教祖が、「天皇も人間であり、天皇の先祖も人間である。皆がたすけ合わなければならない」と仰言っている時に、教祖の長男の戸主である秀司さんが、教祖の教え所の正面に天皇家の先祖を祀ってしまい、差別思想を教えていたのです。／そして、教祖の教えを聞いてたすかった人が御礼参りに来たり、また、話を聞きに来た人に差別思想を教えてしまうという行動をとったのです。

ですから、教祖はつとめ人衆のそれぞれに天皇家の先祖の名前を配置したのです。／先月も詳しく話したので要約しますが、この時に尊(みこと)という文字を取り払って、天照大神の先祖の名前をつとめ人衆に付けたのです。／お百姓さんに御面を被せて、くにとこたちさん、おもたりさんと呼んだのです。これを「寄せて使うたこれに神名を」という言い方をしているのです。つとめ人衆の話なのです。》【『ほんあづま』№267.P3】

14号で神の表現は「月日」から「親」に替わった⇒「月日」を日様、月様と誤解されないために

14号29. いまゝで八月日とゆうてといたれど もふけふからハなまいかゑるで

《月日から親というように名前を変えると書かれています。神から月日と変わり、親というように変わりました。

—中略—

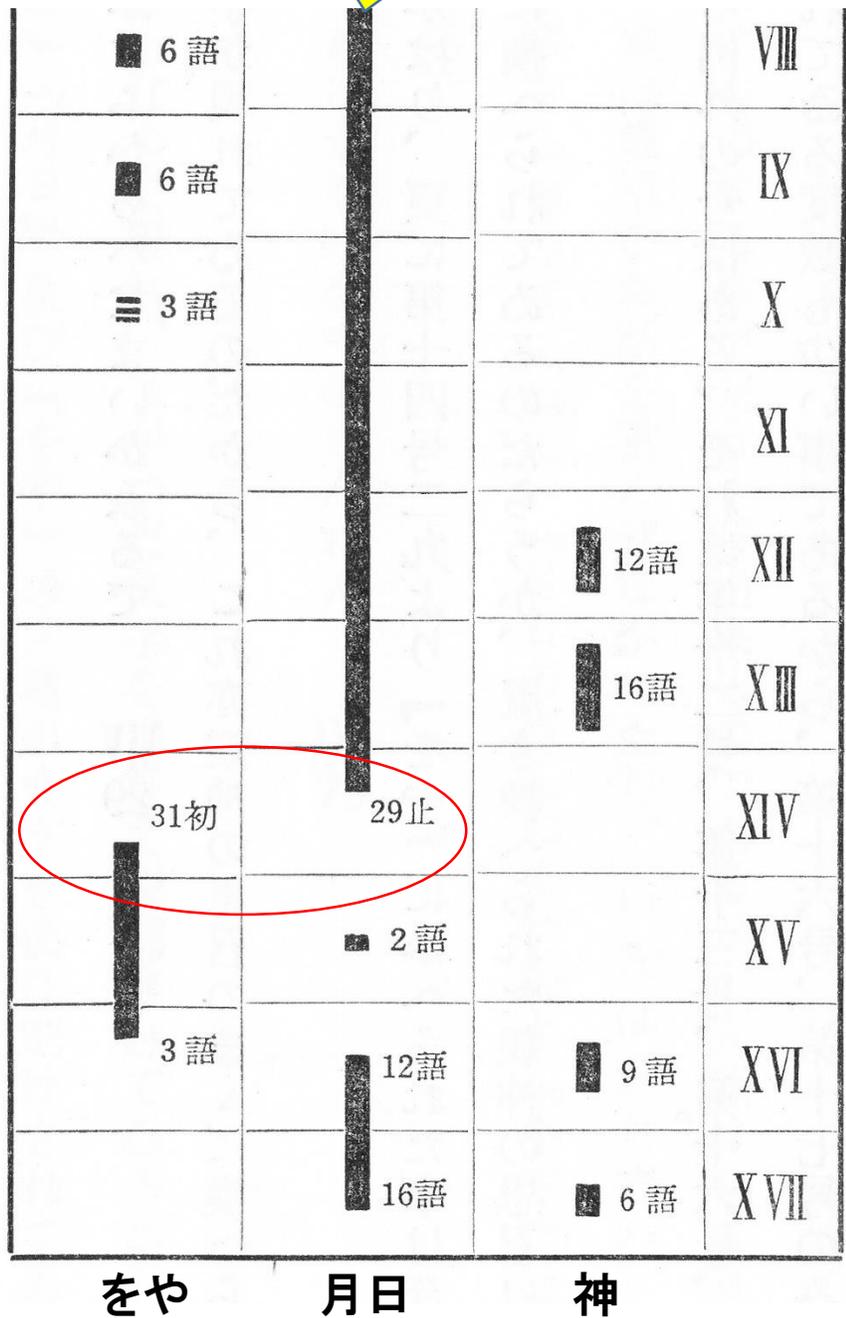
明治十三年に転輪王講社が出来るのですが、明治七年から十三年までの間に秀司さんが、日本の神々を崇めて御利益をもらうという道を説き続けていたのです。オオヒルメノミコト、天照大神が太陽神で、ツキヨミノミコトが夜を支配する月の神である。スサノオノミコトは黄泉の国の支配者という、日本神道の話をつとめ場所で秀司さんや山沢さんが説き続けていたのです。ですから、月様や日様を崇める信仰と、教祖が教えた真理を月日と尊べという信仰が紛らわしくなってしまったのです。

おふでさき十四号が書かれた頃から転輪王講社をつくるというような話がでてきました。また、大和の周辺のお寺には星マンダラというものがたくさんあって、星マンダラの中尊が転輪聖王と教えられていたのです。転輪聖王は星マンダラの中尊であり、星マンダラは転輪王マンダラとも呼ばれていたのです。転輪王マンダラは大和神社の神宮寺の長岳寺に現在でもあり、見ることができます。また、法隆寺には見事な転輪王マンダラがあります。

お屋敷の周辺の人には星マンダラに馴染みがあったのです。また、星に願いを掛けるということは世界中の長い伝統です。私の星は何々の星などというのや、星に願いを掛けるというのは歌謡曲の中にも多くでてきます。転輪王マンダラや星マンダラの星に願いを掛け、月様に願掛けとか日様に願掛けなどと、月と日が別々の神様というような考えが起こってきたのです。

仏教の伝統と明治政府の神道教育の間でお屋敷で教える教えが、月様や日様に願いを掛けるという信仰に堕ちてしまったのです。

教祖が月日と仰言ったのは天然自然の真理なのですが、つとめ場所で秀司さんや山沢さんが違うことを教えていたので、十四号のおふでさきから教祖は月日ではなく親という言葉が使われたのです。「をや」というのは、生命を生み出した真理という意味です。(『ほんあづま』299(1994.01)号P7.八島英雄.)》



を	月	神	名称
や	日		号
1語			I
			II
1語			III
1語			IV
			V
3語	4語	52止	VI
1語	56初		VII
6語			VIII

「神」から「月日」「をや」への変更は非常に明確です。左の表はこの二つの言葉が出てくる用例を号数ごとにまとめたものです。5号までは「神」以外出てきません。6号で「月日」に替わり、14号で「をや」に替わっています。

神」の表現は「神」「月日」「をや」と替わっている

① 神の数、混迷の原因—明治14年に現れる三つの文書 「こふき14年本」、「おふでさき16号」、「中山みき名の手続書」

おふでさきの神の表現が「月日」から「をや」にすでに替わっていた明治14年に、神名の問題を考える上で非常に重要な三つの文書が現れます。

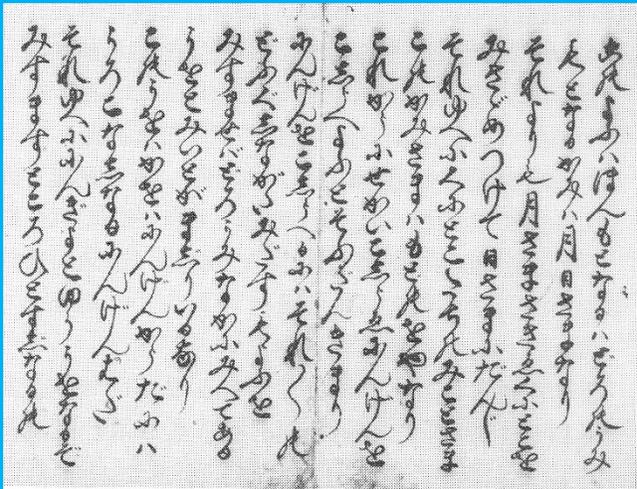
書かれた時期が早い順に並べると、①「明治十四年三月記之、山澤良助」と表記されている『和歌体十四年本(山澤本)』(「こふき本」)。②が表紙に「明治十四年四月ヨリ」と書かれている『おふでさき16号』。③が明治14年10月8日の日付で奈良警察に提出された中山みき名の『手続書』です。

この三つの文書はそれぞれ表記されている言葉、あるいは現在のその解釈をそのまま信じることが出来かねるような内容を含んでいます。

①は、14年3月に書かれたとありますが、内容的には14年に書かれたとされる『説話体十四年本(手元本・二)』や『同(喜多本—表紙に「明治14巳八月一日」とある)』よりも新しいと思われ、そうであればなぜ「三月」と偽ったのかが問題になります。

②は、12のおうたの二つの神名のみ、「さま」と尊称が付いているのか(他の八つは呼び捨てです)、また3のおうたとの関連でこの二つの神名が他と別格になっているという解釈が現在おこなわれています。

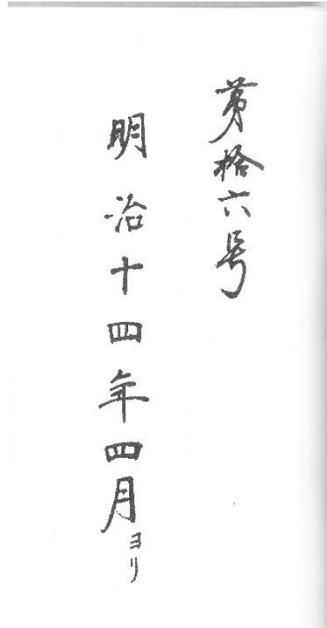
③は、教祖自身が書いたという体裁の文書で「総称説(十神説)」の内容になっており、従来教理上の比重に重要な文書とされていましたが、「中山みき」とあるからといってそれをそのまま信じていいものかどうか、同時期に「手続書」を書いている山澤良助が代書屋に書かせたものではないかという疑問があります。



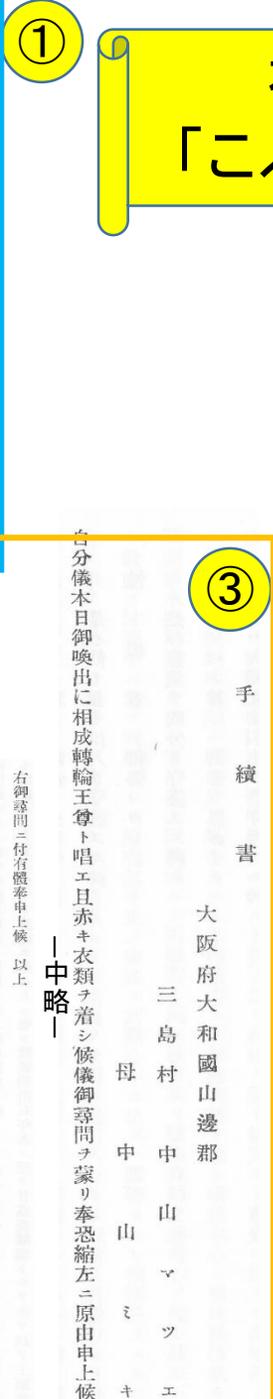
こふき本(明治14年山澤本)部分

『天理教事典第三版』P328

② おふでさき16号表紙
(変体仮名版)



覆元『4号・7頁



③

手続書

こふき14年本は3冊ある

明治14年に書かれた「こふき本」は三つあります。その全文が『こふきの研究』(中山正善.1957.道友社)に出ているのでその特徴がまとめられています。ここでは14年に書かれたとする根拠とその特徴をさらに短く箇条書きにしてみました。正善氏は3冊の成立時期をその内容から二. 三. 一. の順ではないかという見解を示しています。そうとすればなぜ、山澤本はおふでさき16号が書かれる前の日付にしたのかという疑問が生じます。

「十四年本」三冊の分析 十四年本であるとされる根拠

○「明治十四年三月記之、山沢良助」と表記されている。○本文中の「當年巳の何才」という表現から、書かれた年が「巳」年、すなわち明治十四年であることが分かる。

内容的特徴

○和歌体というおふでさきに類する形を取っている（和歌体は、これのみ）。○他の二種より詳細多岐にわたっている。○「當年巳の何才」という形で、つとめ人衆が指定されている（こふき本中之のみ）。○「おもたり」の神名が入っていない。○内容的には、三種の中で最も新しい。○「四十五年以前に天下り」という記述があり、明治十四年作であれば、間違っている。

十四年本であるとされる根拠

○本文中に「とふねん八十四才に成老母のたまひいハ」、「四十四年いせんに月日のやしろにもらいうけ」という表現があり、おふでさき十五号（明治十三年作）には、立教の年を「四十三年以前」といわれていることから、十四年に書かれたことが分かる。

内容的特徴

○二代真柱は、筆者を、真之亮と推定している。（真之亮は、当時十五歳）○三種の中で、最も簡明であり、しかも装飾された点がない。○八つのほこりの説明がなく、天体見立て、仏法見立てがない。○説話体の骨子となった姿で、和歌体本より古いと考えられる。

○表紙に「明治十四年巳八月一日」と書かれている。

内容的特徴

○手元本の簡潔さには及ばないが、山沢本（和歌体本）よりはあらくれずである。○八十四歳の記述がなく「四十五年以前」とあることから、十五年本の可能性あり。

① こふき和歌体14年本(山澤本)

①は和歌体です。和歌体のこふき本はこれだけです。冒頭の3首で、「神は月日様」で、それに続けて「月様」「日様」が出てきます。その神名として「くにとこたち」はありますが「おもたり」はありません。5で「道具雛型」とあり、そのあと、八つの神名とその守護の働きが書かれています。①が14年3月に出来たとすれば、神名とその守護が書かれた最初の文献ということになり、また2+8神論を示すものです。また、後半では人間の体が十柱の神からの借りものであることがそれぞれの神ごとに繰り返し出てきます。

十四年本であるとされる根拠

○「明治十四年三月記之、山沢良助」と表記されている。○本文中の「當年巳の何才」という表現から、書かれた年が「巳」年、すなわち明治十四年であることが分かる。

内容的特徴

- 和歌体というおふでさきに類する形を取っている。(和歌体は、これのみ)
- 他の二種より詳細多岐にわたっている。
- 「當年巳の何才」という形で、つとめ人衆が指定されている。(こふき本中之のみ)
- 「おもたり」の神名が入っていない。
- 内容的には、三種の中で最も新しい。
- 「四十五年以前に天下り」という記述があり、明治十四年作であれば、間違っている。

1、このよふ此世ハほんも本元となるハどろ泥のうみ海も元となるかみ神ハ月日様ななり

2、それよりも月様さまさき先急國くにとこを見定みさ定づめつけて日様さまにだんじ談

3、それゆへ故にく此にとこたちのみこと神さま様このかみ神さまハもとのを親やなり

4、これからにせ世界かいこしら拵ゑにんげんをこしらへよふとそふだん相談きまり

5、にんげん人間をこしらへるにハそれく道のどぶ具ぐしながたみ雛型だすもよふを見出模様

6、みすませバ見澄どろ泥うみ海なかにみへてあるう混をとみいとがまじり混いるなり

7、このう顔をハかをハにんげん人間からだにハうろ鱗こなしなるにんげん人間のはだ肌

8、それゆへ故ににんぎよ人魚とゆう云う見澄をなるぞみすますところ一條ひとすじなるの

9、こ心ろみ見てしよち承知をさしてもら貰いうけこれにし仕込こむるどぶ道具ぐなるのハ

10、みすませバ見澄し勢やちほ強こ此とてへ變んなるのいき勢をいつ強つき此このせ勢いを見て

11、もら貰いうけ受く食てし了も此を者てハこの心ろあ味じ引ハ受いひ受き受うけ受なして

②おふでさき16号

16号 明治十四年四月ヨリ

3. このもとハかぐらりよにんつとめハな これがしんぢつこのよはしまり
12. しかときけこのもとなるとゆうのハな **くにとこたちにをもたりさまや**

問題になるのは、3. のおうたです。現在の『おふでさき註釈』は《かぐら兩人であらわされている月日両神こそは、人間創造の元の親神である。註 かぐらづとめに於いて、かぐら面を冠ぶった兩名によって、その理をあらわしている月日両神こそ、元の神天理王命様である事を仰せられている。》とあり、戦前版(昭和12年版)では、《三、四註 神楽勤は十柱の神様の御徳を頌へて行ふのであるが、其勤人数の中には、此世を創造された月日両神の理をかたどって手振りを行うものがある。此事からしてかぐらりよにんとは、こゝでは月日両神の事を指されたもので、此お歌は此神によって世界創造せられたので、此神は人間の元の親神であると仰せられたのである。》とあります。

そして12. のおうたには、「第六号29-51註」参照となっていて、そこを見ると月日両神とは「くにとこたちのみこと」、「をもたりのみこと」であるとし、そのあと、八つの神のはたらきについて書かれています。

『おふでさき註釈』は16号の3.と12. のおうたを根拠に、2+8神説を説いています。

3. は「神楽兩人」となっていますが、註釈では「かぐら兩人であらわされている月日両神」として、ここにすでに「かぐらづとめ」が十柱の神の儀式であることを当然のこととしています。

『おふでさき』研究の基礎を築いた中山正善氏の考えを見ておきましょう。『おふでさき概説』の16号の解説で、12. の2神のみに「さま」が付いていることを根拠に、親神様に該当する2神と他の道具衆である8神との間には差が歴然とあるとし、2+8神説を述べています。ただ、この解説は昭和11年に天理外国語学校で行った講義録なので、戦後になってから「1神説」の考えも入り、『教典』の両論併記の内容が生まれたと思われます。

それに対して八島英雄氏は、かぐらづとめは、親神の守護の理を十に代表させ、五対の神楽兩人(計10人)によって一つの生命体の働きを表わしているとし、1神説的解釈を3.と12. のおうたにしています。

2+8神説を説く中山正善氏と1神説を説く八島英雄氏

【『おふでさき概説』中山正善著1965. P106(この引用部分の講義は1936年)】

これ迄には神名が出て来たとしても、それは、例えば、或る時には“いざなぎといざなみいとをひきよせて(六31)”と又或る時には“くもよみとかしこねへとをふとのべ(六38)”といった具合に全部呼び捨てであった。所が第十六号で初めて出て来た月日両神の場合にのみは、敬語をもって表わされている。十柱の神の神名を平等に解釈する時には、これは先ず異例であると申さねばならないのだが、果してこれをどのように悟ればよいのか、これは一つの解釈論として問題となると思う。勿論元なる両神と道具衆との差が先ず考えられる訳であるが、ここで引き合いにもってきたいのは、所謂こふき話といっているものの山沢良助さんの筆になる十四年本の中にも、色々と神名が出てくるのであるが、この場合には皆敬称がくつついている。おふでさきに於て唯一個所にのみ、くにとこたち、をもちりの場合にのみについていたのとは、対照的であると言わねばならない。言うなれば、教祖がお書きになったおふでさきでは、神々の扱い方に差があって、他の側な者が記した時には、一様な扱いをもって書いてあるという事が言えるのではないか。第十六号の12、13の御歌は教祖以外の人筆かという、そういう仮定は全く根拠も発見出来ない。してみると、教祖の書かれたものと側な者の書き物との間には、この例をもってしてもこれだけの差があるのであって“おふでさき”の絶対性というものを、私共は重要視するべきだという解釈にもつながってくると思う。と同時に、先程申したように、教祖は何故に十柱の神名に二通りの扱いをなされたのだろうかという事が問題となってくるのである。

この点について、現在の私の悟りから申すならば、これはおふでさき各号を通じて喧しく言うておられるように、ほんもとなるというのは月日だけであって、あとなるはみな道具である。つまり親神様に該当する神名と道具衆に該当する神名との間に、「さま」がつくのとならないのとの差が現われてきたと見なければいけない。

『ほんあづま』304号.P17.八島英雄.1994)

二代真柱(中山正善氏)は講義の中で、クニトコタチとオモタリ様が厳然として一番尊いと言って、その影響を皆が受けてしまっていますが、クニトコタチとオモタリが尊くて他の神々はその道具衆などというからわけがわからなくなってしまうのです。

おふでさきの中の神楽兩人というのは、つとめ人衆のことです。つとめ人衆が世界を始め掛けるというわけです。**教祖は、つとめ人衆の働きの調和を神楽兩人とたとえたのです。**／ 神楽兩人というのは、おふでさき十六号では「くにとこたち」と呼ばれた「すいき」役の人と「おもたり」と呼ばれた「ぬくみ」役の人です。そして、十七号(6, 7のおうた)では「いざなぎ」と呼ばれる「種」役の人と「いざなみ」と呼ばれる「苗代」役の人です。温度調節の調和も、男性性と女性性の調和も共に「このもと」なのです。

つなぎとつぱりの調和で形を安定させることも「このもと」であり、飲み食い出入りと引き伸ばしの調和も、代謝作用という、生きている人間の生活現象の「このもと」なのです。／ 知恵を象徴する「息吹き分け」役の人と、分裂、独立を象徴する「切る」役の人とも神楽兩人であり、「このもと」なのです。

かぐらつとめは五対の神楽兩人によって一つの生命体の働きを表わしています。／ 実際にはかんろだいを囲んで、それぞれ異なった場所ですつとめています、どんなに小さな生命体にもこの全ての働きが備わっているのです。／ 教祖は調和の働きを分かりやすく二つづつに別けて説いたのであって、本来は一つの働きなのです。／ 生命発生のためには全てが整わなければならないのです。

③中山みき名の『手続書』

手続書
 大阪府大和國山辺郡
 三島村 中山マツエ
 母 中 山 ミ キ

—中略—
 同夜天上ニ物音聞エケレハ身體忽チ大石ヲ以テ押サユル如ク覺エルニ微妙ナル聾ニテ珍ラシキ物来レリトキクハ我者國常立尊ト聞ケバ身體ハ輕ルクナリ又入替リ右ノ如ク次第十柱ノ神来レリト覺エ候其神語ニ日ク
 國常立尊 御姿 龍 是ハ人間ノ身ノ内眼ウルヲイヨ守護スル神
 面足尊 御姿 頭十二尾三大蛇 是ハヌクミヲ守護スル神
 國狭槌尊 御姿 龜 是ハカワツナギヲ守護スル神
 ツキヨミノ尊 御姿 シヤチホコ 是ハ骨ヲ守護スル神
 クモヨミノ尊 御姿 ウナギ 是ハ飲ミ食イ出入ヲ守護スル神
 惶根尊 御姿 カレ 是ハ意氣ヲ吹分ヲ守護スル神
 フト、ノベノ尊 御姿 黒グチナ 是ハ人間食物引出シヲ守護スル神
 帝 釈 天 御姿 フグ 是ハ出産ノ節胎内ノ縁切ルヲ守護スル神
 伊 弉 諾 尊 御姿 ギ魚 是ハ人間始メノ種ヲ守護スル神
 伊 弉 冊 尊 御姿 白蛇 是ハ人間始メテナワシロヲ守護スル神

右**十体ノ神ヲ転輪王ト云汝ノ体中ヲ借り入ルト夢ノ如ク神託ヲ蒙リ候**夫ヨリ自分ニ於テハ産婦杯ヲ救助ノ咄ヲスルニ付家内一統親戚ニ至ル迄自分ヲ乱心スルト心得諸方ニテ加持祈禱ヲ致シ候義本心ニ相成候後承り候

—中略—
 明治十四年十月八日
 奈良警察署長
 右 中 山 ミ キ
 大阪府七等警部 中 川 四 郎 殿

この手続書は明治14年に「多数の人々を集めて迷わす」との理由で教祖が丹波市分署に拘引された時、教祖の名で提出された手続書です。諸井慶徳氏はその解説にもあるように教祖が書かれたものとして非常に重要なものとしています。ただ、教祖は3年後の17年に、奈良監獄に12日間収監され、その時の記録に「書写 能ハス 読書 同」とあります。教祖は「おふでさき」を書いているのに、警察に対しては、読み書きは出来ないと言っています。それゆえ、教祖がスラスラとこの手続書を書いたとは思えず、八島英雄氏は、山澤良治郎(良助)が代書屋に書かせた(『ほんあづま』No487. P13.2009)としています。偽作の可能性があるので、**内容を見ると、「十体ノ神ヲ転輪王ト云」とあって「総称説」です。**

此の手続書は、特に教祖様御自身の名前で記されてある点に注目すべきであらう。そしてこの中には教祖伝の要点が述べられてあること、及その中に交へて、十柱の神の御話し、「八つのほこり」、「かんろふだい」、「ぢば」のこと等が説かれてあるのは見逃すことは出来ない。恐らく教祖伝の書き物としては、最古の文書ではあるまいか。十柱の神の説き分けも散文体で箇条的になされてあるのでは、之亦最初の文書であらう。
 (『復元4号』P10.教祖手続書についての解説.諸井慶徳)17

「神」についての教内の動き

ここまで説明してきた内容をまとめました。

年	周辺事項	教祖の動き
慶応3(1867)年	吉田神祇管領認可 12神を総称して天輪王とする(総称説)。	みかぐらうた作成 「神」12例(「よろづよ八首」を除く)
明治2(1869)年		明治2(1869)年教祖『おふでさき』1、2号作成。 1号3「神がをもていあらハれて」等々。
// 6(1873)年	つとめ場所で神道説教行われる。	『おふでさき』3号書き始める。 3号1「..たちものを はやくいそいでとりはらいせよ」。
// 7(1874)年	中教院、「神を拝むなら、大社の神を拝め」。慶応3年からの神道式祭具が取り払われる。	大和神社の祭神を聞きに行かせる。 6号50, 51 「神」を「月日」に替える。勤め人衆に神名を付ける。
// 12(1879)年	日暮宥貞により、星マンダラ(月様、日様)の教えが入ってくる。	14号29. 神の表現を「月日」から「をや」に替える。
// 14(1881)年	10月8日中山みき名の手続書「十体ノ神ヲ転輪王ト云」(総称説)。	4月、16号書かれ始める。16号3「かぐらりよにん」、12「くにとこたちにをもたりさまや」。
// 15(1882)年	「こふき和歌体14年本(山澤本)」作成(3冊の14年本内容より推定)。(2+8神説)	
昭和3(1928)年	『おふでさき』公刊。16号3, 12が「2+8神説」の根拠として解釈される。(昭和12年発行の註釈より推定)	

